

山口大学医学部附属病院長候補適任者選考会議規則

平成30年9月18日規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学医学部附属病院長選考規則（平成16年規則第205号。以下「選考規則」という。）第6条第5項の規定に基づき、山口大学医学部附属病院長候補適任者選考会議（以下「選考会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 選考会議は、次の事項を行う。

- (1) 病院長選考基準案の策定
- (2) 病院長候補適任者（以下「候補適任者」という。）の選考
- (3) その他候補適任者の選考に関する事項

(構成)

第3条 選考会議は、選考規則第6条第2項の規定に基づき、役員会が選定する次の者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 1名
 - (2) 医学部長
 - (3) 医学部医学科長
 - (4) 学長が指名する医学部附属病院副病院長 1名
 - (5) 医学部附属病院看護部長
 - (6) 学長が指名する学外の有識者 3名
 - (7) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第6号及び第7号の委員の任期は、病院長候補者が決定されるまでの期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項の委員が病院長候補者の選考の対象となった場合には、当該委員は委員を辞任しなければならない。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、選考会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。この場合において、第3条第1項各号に掲げる者のうち、同一人が二以上の職を兼務している場合には、兼務している職の数にかかわらず、1名と

する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(病院長候補適任候補者の推薦)

第7条 選考会議は、医学部に対し、原則として2名以上3名以内の病院長候補適任候補者（以下「候補適任候補者」という。）の推薦を求める。

- 2 委員は、前項の規定により推薦のあった者のほか、学内外の者を候補適任候補者として推薦することができる。
- 3 前2項に規定する候補適任候補者の推薦に関し必要な事項は、別に定める。

(病院長候補適任者の選考)

第8条 選考会議は、前条の候補適任候補者について、所信等を聴取のうえ、選考規則第5条第1項の規定により定められた病院長選考基準に基づき審査を行い、原則として複数の候補適任者を選考する。

- 2 選考会議は、前項の規定により候補適任者を選考したときは、選考規則第6条第3項の規定により学長へ推薦するものとする。
- 3 選考会議は、前項の推薦の際には、選考過程及び選考理由を併せて報告するものとする。

(事務)

第9条 選考会議の事務は、関係部署の協力を得て、医学部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規則は、平成30年9月18日から施行する。